

公益社団法人相生納税協会会費基準

30.5.28 社員総会で改正

法人会費

(注) 年会費

級	従業員数	会費(円)
特	1,001人以上	135,000
1	751人～1,000人	77,000
2	501人～750人	60,000
3	401人～500人	51,000
4	301人～400人	41,000
5	201人～300人	38,000
6	101人～200人	29,000
7	76人～100人	22,000
8	51人～75人	18,000
9	26人～50人	13,000
10	16人～25人	10,000
11	11人～15人	6,500
12	10人以下	5,000

個人会費

(注) 年会費

級	従業員数	会費(円)
1	26人以上	法人会費分準用
2	16人～25人	6,500
3	11人～15人	5,000
4	6人～10人	3,600
5	5人以下	2,400

役員特別会費

(注) 年会費

会長	55,000	注1. 役員会費は当該役員が所属する会員である法人等又は事業所が負担する。 注2. 役員会費は普通会費と併徴する。 注3. 役員会費は共益事業会計及び法人会計に充てるものとする。
副会長	35,000	
常任理事	30,000	
理事	25,000	
監事	15,000	

部会費

(注) 年会費

青年部会	3,000	注1. 青年部会費は、同部会が実施運営する事業費として支出する。 注2. 部会費は普通会費と併徴する。
------	-------	--------------------------------------------------------

注1 上記の法人会費及び個人会費については、その10%以上を公益目的事業を実施するための費用として使用し、残余の金額については共益事業会計又は法人会計に繰り入れるものとする。